

【2018 年 9 月 26 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 152－2 号 ■

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2 回に分けてお送りしています。

目次

【今号の内容】

- 「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」の参加者募集中！（参加無料）
～10 月 12 日に広島で開催～
- 「『人手不足対応×女性の復職応援』求人・求職条件の緩和によるマッチング力向上セミナー」の参加者を募集中！（参加無料）
～人材サービス事業者を対象に、11 月から東京、大阪、名古屋で順次開催～
- 「職務分析・職務評価」コンサルティングを希望する企業を募集中！
～「職務評価コンサルタント」を全国どこでも無料派遣～
- 「職務分析・職務評価セミナー」の参加者募集中（参加無料）
～好評につき東京、大阪で追加開催決定！～
- 「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）
～全国 47 都道府県で順次開催～
- 「無期転換ルール」への対応や、無期転換後の受け皿としての「多様な正社員」制度の導入を無料でサポートします ～専門家派遣・セミナー開催のご案内～
- 労働条件でお悩みの方！「労働条件相談ほっとライン」へお電話ください

「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」の参加者募集中！（参加無料）
～10 月 12 日に広島で開催～

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、人生 100 年時代の継続雇用・定年延長を考える「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を、10 月 12 日（金）に広島で開催します。【事前申込制・参加無料】

今年 5 月に開催された「人生 100 年時代構想会議」では、意欲ある高齢者が 65 歳を

過ぎても働ける環境整備を進めていく方針が示され、定年などについて注目されています。このシンポジウムでは、継続雇用・定年延長を主なテーマとし、学識経験者の講演、当機構の調査報告、企業事例発表、パネルディスカッションを通じて継続雇用・定年延長について皆さまとともに考えます。
皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催概要】

- ・日時：10月12日（金）13:00～16:00
- ・会場：ホテルグランヴィア広島 4階「悠久」（広島県広島市南区松原町1-5）
※JR 広島駅新幹線口直結
- ・定員：75人（先着）
- ・申込：当機構広島支部のホームページからお申し込みください。

http://www.jeed.or.jp/location/shibu/hiroshima/elderlyseminar_H30.html

「『人手不足対応×女性の復職応援』求人・求職条件の緩和によるマッチング力向上セミナー」の参加者を募集中！（参加無料）

～人材サービス事業者を対象に、11月から東京、大阪、名古屋で順次開催～

厚生労働省では、求人誌・派遣・紹介など人材サービス産業の事業者（求人企業や復職を希望する女性と接している方）を対象に、「『人手不足対応×女性の復職応援』求人・求職条件の緩和によるマッチング力向上セミナー」を、11月から東京、名古屋、大阪で順次開催します。【事前申込制・参加無料】

人材不足に悩む企業が多い一方で、時間などの制約によりなかなか復職できない女性がいます。このセミナーでは、人材を求める企業と復職を希望する女性のマッチングを成功させるためのポイントや事例を、魅力的な講師陣が解説します。参加者には、営業ですぐに役立つ「求人企業開拓パンフレット」などを無料配布します。ふるってご参加ください。

【開催日程】

- 東京 11月1日（木）14:00～16:00 機械振興会館（東京都港区芝公園3-5-8）
・登壇予定：佐藤博樹氏（中央大学大学院教授）
- 大阪 11月5日（月）14:00～16:00 ハービス OSAKA（大阪市北区梅田2-5-25）
・登壇予定：平田未緒氏（働きかた研究所 代表取締役）
- 名古屋 12月10日（月）14:00～16:00 マザックアートプラザ

(名古屋市東区葵 1-19-30)

・登壇予定：川上敬太郎氏（しゅふ JOB 総研所長・ヒトラボ編集長）

※上記のほか、福岡などでセミナー開催予定

【申込方法など詳細はこちら】

女性の復職応援サイト <http://www.murc.jp/sp/1801/fukushoku-ouen/index.html>

【お問い合わせ先】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング（委託先）

政策研究事業本部 経済政策部（担当：平田、丸山）

Email：fukushoku-ouen@murc.jp

「職務分析・職務評価」コンサルティングを希望する企業を募集中！

～「職務評価コンサルタント」を全国どこでも無料派遣～

厚生労働省では、パートタイム労働者の待遇が、働きや貢献に見合ったものとなるよう「職務分析・職務評価」の普及を進めています。「職務分析」とは、職務に関する情報を収集・整理し、職務内容を明確にすることです。また、「職務評価」は、社内の職務内容を比較して、その大きさを相対的に測定する手法です。

働き方改革関連法が成立し、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます。いわゆる同一労働同一賃金（同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止）を検討する際の一つの有効な手段として、専門知識を持った職務評価コンサルタントの活用による職務分析・職務評価の導入があります。事業主の皆さま、「職務分析・職務評価」を通じて、正社員とパートタイム労働者の間の基本給に関する均等・均衡待遇の状況を確認してみませんか。

【支援内容】

- ・パートタイム労働者の職務（仕事）の棚卸し
- ・職務評価の実施
- ・均等・均衡待遇の状況チェック
- ・パートタイム労働者の等級制度・賃金制度の設計（見直し）方針の作成

※ 1 社あたり 6 回程度の支援を実施
※ 訪問日時は企業のご都合に合わせます

【申込方法など詳細はこちら】

職務分析・職務評価導入支援サイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/support/#consulting>

【お問い合わせ先】

PwC コンサルティング合同会社 職務分析・職務評価事務局（委託先）

E-mail : kanri@part-estimation.jp

「職務分析・職務評価セミナー」の参加者募集中（参加無料）

～好評につき東京、大阪で追加開催決定！～

多くの参加者からご好評いただいている「職務分析・職務評価セミナー」を、10 月 22 日（月）に東京で、10 月 24 日（水）に大阪でそれぞれ追加開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナーでは、【導入編】と【実践編】を同日開催し、「職務分析・職務評価」の手法から、「職務評価」を活用した実践的な人事・賃金制度改定の検討手法まで、演習や事例紹介を通して分かりやすく説明します。また、【導入編】の冒頭では、2020 年 4 月 1 日から施行される「パートタイム・有期雇用労働法」の概要についても説明します。経営層や人事労務ご担当者をはじめ、関心をお持ちの皆さまのご参加をお待ちしています。

【開催日程】

・ 東京 10 月 22 日（月） PwC コンサルティング合同会社大手町オフィス

・ 大阪 10 月 24 日（水） TKP 大阪梅田駅前ビジネスセンター

※ 導入編、実践編どちらか一方に参加することも可能です。

【セミナーの申込方法など詳細はこちら】

職務分析・職務評価導入支援サイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/support/#seminar>

【お問い合わせ先】

PwC コンサルティング合同会社 職務分析・職務評価事務局（委託先）

E-mail : kanri@part-estimation.jp

「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）

～全国 47 都道府県で順次開催～

厚生労働省は、労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、「安心して働く」ための労使をつなぐルールである「労働契約」に関するセミナーの参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

なお、このセミナーは、どなたでも無料でご参加いただけるので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

■開催地域・回数、定員

開催地域：全国 47 都道府県

開催回数：141 回

定員：100 人～250 人程度（各回先着順）

※その他、中小小規模企業向け、労働者向けのセミナーへの講師派遣も受付けています！（詳しい内容は、下記ホームページよりご確認ください。）

【お申込みなど詳細はこちら】

（株）東京リーガルマインド

<http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話：03(5913)6085 ※受付時間 9:00～18:00（月～金）

「無期転換ルール」への対応や、無期転換後の受け皿としての「多様な正社員」制度の導入を無料でサポートします

～専門家派遣・セミナー開催のご案内～

厚生労働省では、「無期転換ルール」への対応や「多様な正社員」制度の導入を検討している企業に対して、社内制度化を検討するために必要な助言や支援を行う社会保険労務士などの無期転換コンサルタントを派遣し、企業を無料でサポートします。また、この制度の先進事例の紹介や導入のノウハウなどを解説する無料セミナーを開催します。

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、有期契約労働者からの申込みによって、無期労働契約に転換するというルールです。

このルールを規定した改正労働契約法が平成25年に施行してから、今年の4月で5年が経ち、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生しています。「無期転換ルール」への対応を円滑に行うためには、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って就業規則の整備などによる社内制度化を図る必要があります。また、無期転換した労働者の有効活用を図るためには、「多様な正社員」制度を併せて検討することも効果的です。

ぜひこの機会に、「無期転換ルール」に関する社内制度を整備してみませんか。ご応募をお待ちしています。

■専門家の派遣

【無期転換コンサルタントによる主な支援内容】

- ・社内制度化に向けた課題把握のサポート
- ・制度導入に向けた就業規則の整備などについての助言・援助

【応募締切】

10月31日（水） ※定員に達し次第、募集を締め切る場合があります。

【申込方法など詳細はこちら】

<https://www.mukitenkan.jp/consulting>

■セミナーの開催

【セミナー内容】

先進事例などを通じて、「無期転換ルール」や「多様な正社員制度」に関する知っておくべき知識・ポイントを解説します。

【対象者】

「無期転換ルール」や「多様な正社員制度」に関心のある方（どなたでもご参加

いただけます。)

【開催日時・場所】

- ・ 日程：10月25日（木）14:00～16:00
- ・ 場所：PwC コンサルティング合同会社 大手センタービル2階
（東京都千代田区大手町1-1-3）

【申込方法など詳細はこちら】

<https://www.mukitenkan.jp/seminar>

【お問い合わせ先】

厚生労働省「無期転換ルールに関する取り組みに対する啓発支援事業」事務局

PwC コンサルティング合同会社（委託先）

電話：03（6869）5037 ※受付時間 平日 10:00～17:00

E-mail：consulting-jimukyoku@mukitenkan.jp

労働条件でお悩みの方！「労働条件相談ほっとライン」へお電話ください

「労働条件相談ほっとライン」は、違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例などの説明や各関係機関の紹介などを行う電話相談です。

相談は、労働者・使用者に関わらず誰でも無料で、全国どこからでも利用できます。また、匿名での相談も可能ですので、労働条件でお悩みの方は「労働条件相談ほっとライン」へご相談ください。

【相談窓口】

0120-811-610（はい！ろうどう）

※フリーダイヤル（携帯電話・PHSからも利用できます。）

※受付時間： 平日 17:00～22:00、土日 9:00～21:00

【労働条件などに関する詳細はこちら】

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組（相談体制・情報発信等）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

=====

- ★配信停止の手続き https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php
- ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
- ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
- ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
- ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====